

# 生活福祉保健委員会

- 1 期 日 平成21年1月19日（月）
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 日下美香  
副委員長 森川家忠  
委員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、中津信義、  
蒲原敏博、奥原信也

- 4 欠席委員 委員 林 正夫

## 5 出席説明員

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、県民文化課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、病院事業部長、県立病院課長

[危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

## 6 付託議案

- (1) 臨県第1号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第5号）中所管事項

## 7 報告事項

[健康福祉局]

- (1) 国民健康保険法の一部改正について  
(2) 第3期食品の安全に関する推進プラン（案）の概要について  
(3) 第2期広島県障害福祉計画（案）の概要について  
(4) 第4期ひろしま高齢者プラン（案）の概要について  
(5) 広島県病院事業経営計画【平成21年度～平成25年度】（案）の中間まとめについて

## 8 会議の概要

- (1) 開会 午後1時4分  
(2) 記録署名委員の指名  
(3) 付託議案  
臨県第1号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第5号）中所管事項」を議題とした。  
(4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（山下委員） 本会議で児玉議員からも質問があったところですが、今回、緊急雇用・生活対策として補正予算が計上されている福祉・介護人材確保事業について、お伺いいたします。

世界金融危機に伴う世界的な不況の影響から、離職を余儀なくされた方々に、近年、恒常的な人材不足に苦しんでいる介護職場において活躍してもらおうとするこの事業は、不況を乗り切ると同時に、安定した介護職場をつくっていく糸口になる施策として期待しているところであります。しかし、離職者の多くが製造業の派遣労働者であり、従来の業務と介護職場における業務がかなり異なっていることから、介護職場に関するイメージを余り持っていないのではないかと思います。したがって、多くの離職者の方にスムーズに介護業務についてもらうためには、幅広く効果的な周知を図り、職場や業務を十分理解してもらう必要があると思いますが、こうした観点から、今回の事業をどのように進めていこうとされているのか、お伺いします。

また、今回の補正で商工労働局から予算要求されている緊急雇用対策訓練事業において、離職者等を対象に訪問介護員研修を実施されると伺っておりますが、この事業とどのような連携を図り、介護人材の確保を進めていこうとされているのか、あわせてお伺いします。

○答弁（地域福祉課長） 介護業務の経験がない離職者を介護分野への就労に結びつけていくためには、まず、さまざまな広報媒体を通じて介護の仕事に関する情報を発信することによりまして、介護分野への関心を高めるとともに、介護の現場を紹介する研修などを通じて就労意欲の醸成を図ることが重要ではないかと考えております。このため、今回の補正予算におきまして、やりがいを持って働く介護従事者の声を紹介しました新聞広告やチラシを作成します。また、介護職場を紹介したパンフレットや資格ガイドブックなどを配布することによりまして、介護の魅力をPRするとともに、介護現場の見学や基礎的な介護技術の習得を内容とする研修を実施することといたしております。また、県が事業委託しております県の社会福祉協議会にございます社会福祉人材育成センターにおきまして介護関連の職業紹介を行うとともに、1月下旬から離職者を対象とした緊急の介護の職場説明会を追加で実施することといたしております。こうした取り組みにより、介護分野への関心と理解を深めていただきまして、就労しようとされる方に対しては、介護業務に必要な資格取得について宣伝広告やチラシなどにより情報提供するとともに、商工労働局が実施いたします緊急雇用対策訓練事業の動向を福祉サイドから検証するなどいたしまして、これらの方々の参加を促して資格取得を支援していきたいと考えております。

○質疑（山下委員） 次に、介護分野における人材の定着に向けた就業環境の改善についてお伺いします。

介護分野の人手不足の理由の特徴として、従来から正規職員の離職率の高さが挙

げられております。これは、他の産業と比べて業務が厳しいにもかかわらず、賃金が低く、しかも長年勤めてもなかなか給料が上がらないことなどが大きな原因であり、やりがいを感じているものの、キャリアアップが困難なことから、結婚を機に退職する男性社員もいるようであります。こうした中で、国はことし4月から介護報酬を3%アップすることを決定しておりますが、こうした動きを介護サービスの担い手の確保・安定につなげていくためには、介護職場で働く職員がキャリアアップを図り、家族を養っていけるような職場環境をつくっていくことが不可欠であると考えます。

そこで、介護職場の就業環境の改善に向け、今後、県としてどのように取り組みを進めていこうと考えているのか、お伺いいたします。

○答弁（地域福祉課長） 昨年実施いたしました介護労働実態調査の結果を見ますと、離職の理由といたしまして賃金に対する不満のほか腰痛などの健康に対する不安や労働時間に対する不満が多く、また、能力や仕事の評価を処遇に反映させる仕組みが重要であるという意見がございました。このため、介護事業者に対し介護報酬改定の説明会等において、改定の趣旨の理解や従事者への配慮を求めるとともに、新年度、介護事業者に対し労働法規やキャリア管理の研修を実施して、介護従事者の処遇や就業環境の改善を支援していきたいと考えております。

また、介護従事者を対象にいたしました、腰痛対策とかメンタルヘルスなどの健康管理研修を実施いたしまして、介護従事者の不安・不満の解消に努めていきたいと考えております。

さらに、介護のイベントなどを通じまして介護の魅力を発信いたしまして、介護職場の社会的評価の向上に取り組み、国や関係機関などと連携しながら、介護従事者が誇りとやりがいを持って働くことができる魅力ある職場づくりの支援に努めてまいりたいと思っております。

○要望（山下委員） 現在410万人いる要介護認定者が10年後には600万人を超えることが予想されており、介護職員はあと50万人の増員が必要だと言われております。県としても、今回の補正による事業がより多くの離職者の方の就業に結びつくよう、商工労働局などの関係部局やハローワークなどの関係機関と十分連携し、効果的な周知と円滑な実施に努めるとともに、将来にわたる介護人材の確保・定着につながるよう、介護従事者の就業環境の改善に向け、継続的かつ総合的な取り組みを進めていただくようお願いいたします。

○質疑（辻委員） 緊急雇用対策の雇用の場の確保で、不法投棄防止パトロールに対して市町へ支援するという事で予算計上されていますけれども、これは具体的にはどういう形になりますか。もう少し、中身を詳しく説明していただきたいと思えます。

○答弁（循環型社会課長） 市町が実施する不法投棄防止パトロール事業ということで、市町は地域の実情を詳しく知っているの、市町が臨時職員あるいは嘱託という形

で雇用される場合の人件費相当額と、パトロールですから巡回ということで車が要りますので、そのレンタル料や燃料代などを合わせて4,500万円を計上しています。

○質疑（辻委員） そうすると、市町の実施事業で市町が雇い入れた方に対する人件費になるかと思えますけれども、これは市町が期限を切って雇い入れるというようなことを視野に入れてということでしょうか。それとも、市町が通常の職員として採用して臨時的に雇い入れるというようなことですか。それから、臨時的でない雇い入れに対しても対応する、正規職員として雇い入れた場合にもこれを使うということですか。それとも、あくまで臨時的な雇い入れに対しての予算措置ですか。そこはどのようなのですか。

○答弁（循環型社会課長） これは2月、3月の2カ月間でございますので、市町が臨時職員もしくは嘱託という形で直接雇っていただくという事業に対しての補助でございます。

○質疑（辻委員） 臨時的に2月、3月に集中的に緊急パトロールをするということで、市町に雇い入れの際の支援ということのようですねけれども、やはり臨時的な雇い入れでこういう不法投棄防止パトロールを、そのときだけ一時しのぎ的にやるというようなことなのでしょうが、やはりできればこれを一つの契機として市町に正規に雇い入れていくというようなことも、あわせて県の方からそういう対応をするようにという助言といいますか、要請といいますか、そういったこともこの事業を契機におやりになったらどうかと思うのですが、この点は、いかがですか。

○答弁（循環型社会課長） 今回は緊急的な雇用の場の創設ということで、あくまで市町が臨時的に雇用されるということ想定したものでありまして、今回2カ月間ということで、総体的に新年度以降ということについては、市町のそういうふうな状況・経過も踏まえてということになるかと思えます。

○要望（辻委員） 雇用の確保としての今回の緊急支援ですので、臨時的な雇用ということになるのでしょうかけれども、一時しのぎであっても確かに雇用機会の場にはなると思うのですが、それを契機に雇用の拡大を市町が行っていくということも要請し、雇用の確保を促進していくということも、ぜひ県からやっていただきたいということを要望しておきます。

○質疑（蒲原委員） 今、山下委員からも出ましたが、緊急で介護職場で働く人を何とかあわせたいということなのでしょうが、今、それでなくても介護労働の待遇は極めて悪くて、離職者がどんどん出ている。そういうところへ、たちまちそういう失業した人を、そこで働きたいという人をあわせるとするのは、何か非常に割り切れない気持ちを感じるのです。果たして、どういう賃金体系でそういう人たちを働かせることにしているのか。短期だから1年ぐらいでいいではないかということなのか。今、これだけ介護労働者の賃金なり労働条件が問題になっているときに、どういう気持ちでそういう労働者をそこで働かせようとするのかというのは、非常に大切なことであり、2カ月したらまたどうなるかわからないというようなこ

とを考えると、いかにもそれは無責任だというような感じを率直に受けるのですけれども、もし働かせるとして賃金などはどういう条件でやるのですか。国が来年度から介護報酬を3%ぐらいアップすると言うけれども、それがどう反映されるのか、全く見えないわけです。たちまち仕事がない人を手当てするのだから、仕事がないよりはある方がいいのですけれども、やるからにはそのあたりの整合性など、もっときちんと責任のある対応が必要ではないかと思いますが、そのあたりどう思っていますか、ちょっと教えてください。

○答弁（地域福祉課長） 今、蒲原委員がおっしゃいましたけれども、県や市町の職員として直接雇用して介護の現場に配属するというようなことではございません。あくまでも、介護事業を実施されているところへ正式に就職していただきたいという思いで、いろいろな職場紹介とか広報をしようとしているわけでございます。

例えば、具体的に申し上げますと、今まで介護現場に全く縁がなかった方でもやりがいがある仕事だというようなことで、ぜひやってみたいと思われた場合は、いわゆる訪問系はヘルパー等の資格が要るのですけれども、施設系の職場には必ずしも資格がなくても、やる気がある方を雇うことができますので、そこに一たん就職していただいて、その後、例えばホームヘルパーの研修であれば通信教育のコースもございますので、そういうようなことで資格を取っていただき、その後には正規の職員として長く勤めていただきたい。それによって、介護現場に優秀な人材がたくさん来ていただいて、介護現場の介護の水準が上がるというようなことがあればいいということで、広報なり紹介をさせていただきたいと考えております。

○要望（蒲原委員） 労働者がやはり生きがいを持って働けるような指導がしっかり行き届くように、県としてもやってもらいたいと思います。

○質疑（辻委員） 介護現場での就職を目指す取り組みということで、きょう本会議の質問でも出ましたように、職場説明会とか介護現場見学とか、それからホームヘルパーの資格取得のための研修とかということで拡大を図っていかうとされていくと思うのだけれども、そういうプロセスを経た人が現場へ入ってみて、先ほども説明がありましたように、結局現場での非常に厳しい環境と賃金が低い、処遇・待遇も悪いということがあり、そこを解決していかないと安定した介護現場での介護職員の確保というのは、やはり将来的に難しいというところがあると思うのです。新年度から介護報酬が3%アップになりますが、これではまだ足りないと思っているのですけれども、そのあたりの認識と、今後、県から国に対してきちんとさらなる介護現場の報酬アップを要請することが要るのではないかと思います、そのあたりどうですか。ちょっと関連して聞いておきたいと思います。

○答弁（地域福祉課長） この4月から3%アップということでございますけれども、私どもは強制ということではないのですが、やはり3%アップはいわゆる処遇改善ということで、このたび国が初めて上げるということでございますので、事業者にはその趣旨を踏まえてきっちりと待遇改善等をしていただきたいということを、い

ろいろな場を通じまして要請してまいりたいと思っております。

それから、国に対してのさらなる報酬アップの要請ということでございますけれども、今はまず3%アップの定着ということでございます。そういうことを踏まえて、現場を見て、そういういろいろな状況等がございましたら、また必要に応じて国に言っていきたいと思っております。

- 要望（辻委員） 必要に応じてなのだろうけれども、3%ではなかなか十分ではないと、これはもう今から聞こえているわけですから、定着を見てというのも少し上がった程度ですから、もっと大幅に引き上げるということをやはりきちんと国に言わなければいけないと思います。そういうことをひとつ見据えながら国に対してきちり物申すということで、報酬アップを国に対して要求することもしっかりやっていただきたいということを要求して終わりたいと思います。

(5) 表決

臨県第1号議案 … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

- 質疑（蔵本委員） 五日市埋立地区に予定されております産業廃棄物の積み出し施設に関して御質問させていただきます。

まず、鳥獣保護区につきまして自然環境課長にお伺いしたいと思います。県が昭和61年につくられました五日市地区港湾整備事業の環境影響評価書の中では、鳥獣保護区につきまして八幡川河口以東市内中心部に向けての区域のみ鳥獣保護区に設定しておられましたが、平成3年9月20日に行われた広島県の自然保護審議会で見直されまして、現状では廿日市の地御前漁港まで広がっているように理解しておりますが、これは正しいですか。

- 答弁（自然環境課長） 資料を持ってきておりませんので、申しわけございませんが、後日回答させていただいてよろしいですか。

- 質疑（蔵本委員） 私の方に資料がありますから、説明させていただきます。

実際、今55番という番号で、そこまで入っております。この変更された経緯を後で結構ですので、そのときの議事録等がありましたら、またいただきたいと思えます。

もう1点お伺いしたいのですが、資料がないということなのですが、この鳥獣保護地区に今、県が五日市埋立地区に予定されております産業廃棄物の保管・積出施設の予定地が含まれているかどうか、御存じでしょうか。

- 答弁（自然環境課長） 今、資料を持ってきていないので、何とも言えないのですが、八幡川から地御前まで入っているのであれば区域に入っていると思います。

- 質疑（蔵本委員） 事前に言っていませんでしたので、申しわけありません。入っております。

それで次に、産業廃棄物対策課長にお伺いします。

今度は、平成14年に県が作成されました出島地区の埋立地区の処分場の設置に係

る環境影響評価書の中で、環境保全の施策に関する概況というところで鳥獣保護区の分布状況に触れられておりまして、出島の対象事業計画地周辺は銃猟禁止区域に指定されており、東側の元宇品一帯は鳥獣保護区に指定されていると記されております。これは、つまり出島の対象事業計画地は鳥獣保護区に入っていないから問題がないということで、結局、鳥獣保護区の指定に入っているか否かは重要な判断材料であるというふうにとれるのです。

そこで、お伺いしたいと思いますが、鳥獣保護区における産業廃棄物の積みかえ・保管施設に関する決まり事があれば教えてください。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 鳥獣保護区に産業廃棄物施設の設置ができるか否かということでございますけれども、廃棄物処理法上、鳥獣保護区に設置してはいけないという規定はございません。ただ、一つの施設をつくるに当たりまして関係する法律がたくさん出てまいります。そのような場合には、各法律に適合した施設をつくっていく必要はあろうと思います。

○質疑（蔵本委員） それ以外には、特には規定されていることはございませんか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 私も、今具体的な鳥獣保護区の資料を持ち合わせておりませんが、一般的に廃棄物処理法というのは生活環境の保全あるいは資源のリサイクルということを大きな目的にしておりますので、生活環境保全上、支障がないということになれば、それは産業廃棄物の施設は認められるのではないかと思います。

○質疑（蔵本委員） これは、政令指定都市である広島市内でやる事業ということで、許可権者は市になります。それで、今手元に広島市産業廃棄物処理施設設置指導要綱、立地等に関する基準、構造に関する基準という3つの資料があります。これは、きょうの午前の段階で確認したのですが、中身の変更はされておられません。ちょっと、この中身について説明させていただきたいと思います。

広島市は、最終処分場、中間処理施設、積みかえ・保管施設の3つを産業廃棄物処理施設と定義づけています。そして、立地環境については、産業廃棄物処理施設を設置するに当たって、その設置場所に次に掲げる区域は含まれていないことということで、この基準の第3の3で鳥獣保護区域が入っています。

そしてまた、この広島市産業廃棄物処理施設の構造に対する基準ですが、その中の第6で積みかえ・保管施設に言及しておりまして、その8番は屋内構造ということで、ちょっと読み上げます。有機性の産業廃棄物または有機物もしくは有害物質等が混入し、または付着した産業廃棄物を取り扱う施設にあつては必要に応じて上屋を設け、または屋内構造とするというふうに、市は基準で決めておりまして、つまり広島市では当然にその施設は屋内構造にするべきだと基準で定めております。このことは御存じなのでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 広島市が県と同じ立場で産業廃棄物処理施設といいますが、積みかえ・保管施設の許可をされているのでありますけれども、事前協議と

いう形で、今、委員御指摘にありました要綱の存在は知っておりましたが、立地等に関する基準については知りませんでした。私どもとしては、施設の概要が固まり次第、事前協議の手続に入るということで準備を進めておりました。今、お話のありました有機性のものであるとか有害性のものであるとか、そういうものについては上屋を持ちなさいという規定があるという、そこまでちょっと細かいことは承知していませんでしたけれども、私どもが今計画しております廃棄物は無機性の廃棄物であるということです。それと有害物質、先般から問題になっておりますけれども、基本的に有害物質を含むものは法律の基準がございまして、その基準以下のものしか扱わないという前提がございまして、そういうことからすれば、今の要綱はどうかという議論はありますけれども、私どもはきちんと上屋をつくりますから、屋根をつけて、しかも中を吸じん機で吸引して外に漏れないようにと、吸引した空気につきましては除じん施設あるいは脱臭施設を通して周辺環境に影響がない形のものをつくっていくこととしております。したがって、その内容が具体的に固まった段階で広島市に事前協議をしたいと考えております。

○質疑（蔵本委員） 以前もお話しさせていただきましたが、そもそもこの事業計画が策定されたのは平成11年の広島港港湾計画の改定のときであります。既に、平成3年に広島県はこの地域を鳥獣保護区に指定して、そして一方、広島市では平成5年にこういう施設を鳥獣保護区に持ってきてはならない、つくってはならないと決められています。このことを御存じで、平成11年にこの計画を策定されたのですか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 先ほどから申しわけないのですが、鳥獣保護区の資料を手元に持ち合わせておりませんので何とも言えませんが、平成11年12月から環境アセスメントの手続を行いまして、14年8月に終えております。その中で、一般的に規制がかかるものにつきましては、できないという判断をある程度出すと思いますので、その当時どうであったかというのはありますけれども、詳細は、今鳥獣保護区の資料がありませんので、はっきりしたことは申し上げられません。

○質疑（蔵本委員） どちらとも県民生活、そして市民生活の生活環境を維持するという目的において、やはり鳥獣保護区を設定したり、市は要綱、基準にそういうことを定めたりしていると思うのですが、そのことを踏まえて今後どういうふうにするのか、廃棄物対策総括監にお伺いしたいと思います。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 先ほど申し上げましたけれども、法律上できないという部分があれば、それはできないわけですが、環境へ配慮するというところで、私どもは周辺環境に影響を与えない施設をつくるということ、地元の方々に説明させていただいております。こういう産業廃棄物に関連する施設は、生産活動を行う上では必ず必要になるものがございます。今、産業廃棄物関係のそういう施設をつくるということになれば、ほとんどの場合、地域の方々の反対が出てまいります。しかし、私どもとすればこういう施設はどこかにつくらなければいけない。むしろ、不法投棄をされて生活環境が破壊されることがあってはならないと



いうことでもって、この施設については周辺住民の方々に絶対迷惑をかけないということをお前提にしてつくってまいりたいと考えております。

○質疑（蔵本委員） 絶対迷惑はかけないということは、前回の質疑でダイオキシン類等の発見でうそであったというふうなことがわかっています。先ほどから、安全に気をつけるということをおっしゃっていますが、市の基準ではむしろ屋内につくることは当たり前だというふうにいっています。だから、屋内にするかしないかという問題ではなくて、先ほどから法令遵守ということで、これは市が定める要綱の基準であって、最終的には法律ではありません。ただ、そこを県はそれでも最後はやはり無理やりこの計画を推し進めようとするのか、それともそれに配慮した形を今後とっていくのか、そこをはっきりしていただけないか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 先ほど申し上げましたけれども、法律の制約上できないということになればほかの方法を考えないといけないと思いますが、今、私どもの廃棄物処理サイドから申し上げますと、周辺環境の保全は大前提でございますので、それよりむしろ処分場ができない、あるいは産業廃棄物の行き場がなくなる、それによって生活環境が破壊されるということが問題であると思います。

○要望（蔵本委員） ぜひ、出島への直接搬入を再検討していただくか、もしくは代替案を早急に検討していただくか、どちらかをお願いして質問を終わらせていただきたいと思います。

○質疑（辻委員） まず、健康福祉局の資料番号1で無保険の子供をなくす対策についても法改正があったという説明がありました。ここで確認しておきたいのですが、親が資格証明書を交付されていても、中学生以下の子供については6カ月の短期保険証を交付するというのがことしの4月1日から施行されるということで、無保険の子供をなくすということが行われるようですが、6カ月を過ぎて親が資格証明書交付の状態、つまり滞納が解消されずに依然として資格証明書の交付世帯にあるという場合はどうなりますか。

○答弁（医療保険課長） 6カ月の短期保険証を交付してから、6カ月を経過したまま保護者が特別な理由もなく滞納を継続している状態であれば、さらに子供の短期保険証を再発行して無保険でない状態を確保していきます。

○質疑（辻委員） そうしますと、両親といいますか、親が資格証明書の状態がなかなか解消できないというのであれば、短期保険証は繰り返し6カ月単位で交付されていくということで、結果として無保険状態は解消されるという状況になってくるというわけですか。

○答弁（医療保険課長） そのとおりでございます。

○質疑（辻委員） それはぜひ徹底して、少なくとも子供の無保険状態はなくすということはやっていただきたいと思います。

それから、資格証明書の関係もですが、後期高齢者医療保険制度の保険料の徴収状況を昨年末に取りまとめられたようですが、滞納者数を月別に答えていた

だきたいと思います。

- 答弁（医療保険課長） 昨年、後期高齢者医療広域連合が国に報告した資料によりますと、大部分の人は、特別徴収は年金から天引きですから、すべて100%徴収ということで滞納者はゼロです。いわゆる口座振替等の普通徴収ですが、7月から普通徴収は始まっております。7月には2,530人余り、それから8月徴収分については3,922人、9月徴収分については5,637人、10月徴収分については7,800人余りの滞納者がいたということになっています。
- 質疑（辻委員） 今お話しがあったわけですが、普通徴収の方が10月で7,876人滞納しているということになるわけですが、7月から見るとずっと右肩上がりて人数がふえているというのは、これはどう見ればいいのでしょうか。ちょっと、これだけは聞いておきたいと思います。
- 答弁（医療保険課長） ほかの委員の皆様には資料がないので申し訳ありませんが、7月分あたりは月おくれでも納めた人がいるのでだんだん減っていくということで、10月分あたりは今後納める予定であるが、現時点では未納だという方が多いということだろうと推測しております。
- 質疑（辻委員） 月おくれでおくればせながらも払う方がいるけれども、そのところのタイムラグがあるという説明なのでしょうけれども、いただいた資料では収納率が10月で91.08%となっているのですが、今後の収納率はどういうふうに推移していくのか、このあたりどの程度見通しをされていますか。
- 答弁（医療保険課長） まず、7月の第1期の収納率から平成20年度の徴収を予測しますと大体98.4%、これは特別徴収、普通徴収を合わせて98.4%ということで予測をしております。
- 質疑（辻委員） 98.4%でやるか、95%とか、これからの推移によってなっていくと思うのですが、依然として滞納者は発生している、発生する見込みです。95%で推移すると、約3,500人程度の滞納の状態になるというふうに私は見ているのですが、この後期高齢者医療制度では老人保健制度と違って75歳以上の方がこの制度になって、1年間滞納すると資格証明書の発行をするというような方向も出されているわけですが、この点についても今の検討状況といたしますか、どういうふうにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。
- 答弁（医療保険課長） 後期高齢者の資格証明書の発行は、法律に規定されている事項でございます。したがって、特別の事情のない限り1年以上滞納すれば発行せざるを得ない。これは、全国的にそうでございます。本県も、現在国と調整の上、基準等を検討しております。4月からすぐそういう形になるのかということは、未定であります。ただ、いずれは発行することになります。負担能力があるにもかかわらず保険料を納めていない方の未納分が、その分だけ他の被保険者の保険料にはね返ってくるという事情もございます。被保険者間の公平性の観点から、資格証明書の発行は必要なものだと考えております。

- 質疑（辻委員） この点はいつもここで議論になるのですが、普通徴収になっている方の収入の状況ですが、どういう方が普通徴収になっていますか。
- 答弁（医療保険課長） 制度開始当初は原則的に年金収入が18万円未満の者、それと後期高齢者の保険料と介護保険料の合算額が年金額の半分以上になる者が対象になっていました。ただ、昨年6月の政府・与党PTによる見直しの議論の中で、一つは過去2年間に国民健康保険料の滞納がないこと、もう一つは世帯主が当人の口座から口座振替ができる者については、本人の申し出によって普通徴収に移行できるということになっております。さらには、この4月から市町村が普通徴収でいいと認めた者について、その制限はなく、幅広く普通徴収に移行できるよう拡大されたというところがございます。
- 要望（辻委員） やはり、今お話しがあったように、口座振替になったとしても、年金収入が年間18万円以下です。物すごく所得は低いです。それから、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金収入の2分の1以上を超えるということです。そうすると、年金を年間20万円もらっていたら年間の保険料が10万円以上になった場合というようになぐあいになって、いずれにしても相当所得の低い方が普通徴収の対象者となって、なおかつ滞納せざるを得ない状況に追い込まれていって、この滞納を克服するような支払いができるかという非常に困難な状態になっていると思うのです。そういう人に資格証明書を発行することを、被保険者の公平性の確保と言うけれども、それはもう命にかかわる問題だから、資格証明書の発行はやはり法の趣旨でいろいろと言ったとしても、しないように取り計らっていくということが私は大事だと思うのです。これは、ぜひそういう方向で資格証明書の交付はしないでいくということを、国にもきちんと求めていただきたいと強く要望して、質問を終わりたいと思います。
- 質疑（蒲原委員） 私が聞き逃しているのかもわからないのですが、先ほど県立病院課長が病院事業経営計画の中間まとめについて説明した中で、安芸津病院は、入院患者が少ないから150床を100床にしたいと。何を言いたいかという、2～3日前のNHKのニュースでこれが流れたのですが、これは委員会で報告がありましたか。我々はニュースからそれを知った。そんなことを、この委員会でなぜきちんと報告しないのか。事後報告するからいいということなのかどうか分かりませんが、たびたびニュースがあるでしょう。70何%と入院率が低いから150床から100床にするというのがNHKで流れました。きょう、つるつと課長が報告しているが、委員長、どう思いますか。マスコミへこういうニュースを流したのですか。課長、答えてください。これは許されない。
- 答弁（県立病院課長） 県立病院の次期経営計画検討委員会の中で、いろいろ議論をしまいましたが。ただ、この検討委員会は公開でやっております。公開でやっている関係上、この中でいろいろ話し合われたことがニュースとして流れたということでございます。

- 要望（蒲原委員） それは、そこで議論されたことが流れたということなのですから、少なくともやはり委員会にはきちんと説明するということが重要であります。いよいよ安芸津病院まで手がつけられ、地域医療はどうなるのかと地元の議員も随分心配されていると思います。そういうのをつるつと流されて、後で委員会です、こうなりました、こういうふうにしますというだけでは、ちょっといかがかと思うところです。いろいろな声があると思いますので、やはり十分議論をしないと、それは、検討委員会であれば全部何でもできるのだということになりますから、もっと慎重に対応してもらいたいと思います。
- 質疑（川上委員） 関連ですが、今の計画段階で公開することがおかしいのではないかと。どうなっているのか、まだ計画段階で、これは初歩の段階ではないか。それらのことを全部公開して言ってしまっただけで、あなたたちで既定路線をつくっているのではないかと。我々に何も言わさないようにして、努力しているのではないかと。そういうこと自体が間違っているのです。どうですか、教えてください。
- 答弁（県立病院課長） 確かに、次期経営計画検討委員会はいろいろな方々、いわゆる外部の委員の方を含めて検討してまいりました。ただ、この経営計画というのが外部の委員を入れていろいろな面から検討していくということで、むしろ公開でやった方がいいところもあり、公開でやってまいりました。確かに、内容について、それがそのまま流れるというところがございますけれども、いわゆる外部委員の意見もいただきながらやっていく方がより公平性があるという観点から、検討委員会は公開でやってきているという経緯がございます。
- 質疑（川上委員） 経緯が悪い。公開でしなければいけないものは、きちんと公開ですればいいけれども、何もかも公開にすればいいというものではない。そうでしょう。まだ、計画の初歩の段階で公開してしまっただけで、これは本当に全部既定路線になってしまうのではないかと。そのことを蒲原委員は言っているのではないかと。僕らが考えてもそう思う。計画の初歩の段階で、そこで公開する必要がないものまで公開するから僕は言っているだけで、きちんとそのあたりをよくしないと、公開したって本当に意味がないということになる。いろいろ言ったことが全部公開となって、全部意見としてマスコミに流れてしまうわけではないですか。それが、正しいかどうかということを知っているのです。だから、本当にこういうきちんとした計画をつくらうと思えば、非公開でしっかり議論した後に、きっちり公開するのが筋ではないかと言っているのだが、どうですか。
- 答弁（県立病院課長） いろいろな分野について非公開にして成熟してきちんと対応すべきではないかということですが、我々としても、いろいろな分野の意見を聞くというのが第一でございます。今回こういう形でやらせていただいたわけですが、今回の安芸津病院の150床を50床休床して100床にするということは、一つはいわゆる経営のこともございます。入院のいわゆる病床……。
- 質疑（川上委員） そんなことを聞いてはいない。非公開ですべきではないかと言

っているのです。

○答弁（県立病院課長） これにつきましては、いわゆる検討委員会を開催するという  
ことにつきまして、当初公開でやろうということを意思決定して始めたものでござ  
います。

○意見（川上委員） もう言わないけれども、こういうことが僕は肝心なことだろうと  
思う。きちんと議論して、公開するべきときに公開しないと、全部公開でやったら  
やはりこういう行政を含めて物事はいいように進みません。あなたたちは都合がい  
いときだけは公開にして、都合の悪いことは全部秘密にして、そういうことがいけ  
ないと言っているのです。

(7) 閉会 午後2時23分